

平成26年度社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】「誰もが安心して暮らすことができる、地域福祉でまちづくり」

近年、少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域のつながりの再構築が大きな課題となっています。

また、東日本大震災や豪雨等の災害発生時に、被災地の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営の中心となり、復旧に向けた活動支援を行うようになりました。その中で、地域のきずなの強さが地域の防災力にもつながっていることが再認識されています。

このような状況の中、社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことのできる「まち」を作るために『誰が・どこで・何を取り組んでいけばよいか』を、住民・ボランティア・各福祉事業所・行政と共に考え協働することで、『地域福祉でまちづくり』に取り組んでいきます。

【重点活動項目】

- 1、地域福祉計画策定の推進
- 2、小地域福祉活動事業の推進
- 3、ボランティア活動の推進

【事業内容】

1、法人運営事業

法令を遵守し、理事会、評議員会、監査を適正に行い、住民に信頼される法人運営を行います。

(1) 理事会の開催 年4回

5月：決算事業報告、2月：評議員選任、3月：正副会長選任、予算事業計画

(2) 評議員会の開催 年3回

5月：決算事業報告、2月：役員選任、3月 予算事業計画

(3) 監査会の開催 年1回

5月：監査会（監事による業務の執行状況及び財産状況の監査）

(4) 月例会の開催 年12回（毎月15日予定）

正副会長と事務局で定例会を開催し円滑な法人運営に努めます。

(5) 福祉サービス苦情解決の充実

社会福祉協議会への苦情は、第三者委員の助言により適切な対応に努めます。

(6) 先進地社協等視察研修 7月（当番：阿久比町）

武豊町社会福祉協議会と合同で、地域福祉活動等の先進地を視察します。

(7) 職員の資質向上

地域福祉の推進に向け県社協等の研修会に参加し職員の資質向上を図ります。

(8) 諸規程等の整備

定款変更など諸規程を整備します。

2、企画広報事業

社会福祉の啓発・普及、社会福祉協議会の事業や活動等を紹介します。

(1)「あぐいの福祉」の発行 年4回(5、8、10、1月)

編集委員会を開催し内容の充実に努め、福祉情報をわかりやすく提供します。視覚障がいの方には、ボランティア「あいうえお」の協力で広報をCDに録音し「声の広報」として情報提供します。

(2)ホームページによる情報発信

ホームページを通じ、社会福祉協議会に関する情報等の提供を行います。

3、地域福祉推進事業

住民の理解と協力を得ながら地域福祉を推進します。

(1)社会福祉協議会会員募集 5月

地域福祉の推進に必要な財源確保のため会員募集を行います。特別会員、賛助会員は、行政協力員会や民生委員児童委員協議会等の協力を得て、加入促進を図り財源基盤の強化を図ります。

○特別会員 5,000円 賛助会員 2,000円 一般会員 500円

団体会員 3,000円 施設会員 2,000円

(2)地域福祉計画の策定 平成25・26年度

高齢者や障がい者など対象者ではなく、地域全体に着目し課題の解決のための仕組みを、住民・事業者・行政で考える「地域福祉計画」の策定業務を町より受託し、行政と合同事務局で策定します。

(3)小地域福祉活動事業

行政区(小地域)を基礎として住民同士の支え合い活動を推進するため、小地域福祉活動事業を行います。

また、定例民協に参加し地域の福祉情報の共有及び民生委員児童委員と連携強化を図ります。

(4)車いすの貸出し(介護保険サービス利用者を除く)

高齢・障がい・けが等で、車いすが必要な方に、1回につき10日以内(子ども用は6か月以内)で、無料で車いすを貸出し日常生活を支援します。

【車いすの種類】自操式(子ども用、大人用)とリクライニング型

(5)送迎サービス

高齢や障がい等で、車いすを利用しないと移動困難な町内在住宅の方の外出を支援するため、福祉車両による送迎サービスを行います。

①運転ボランティアによる送迎サービス

運転手がない場合、送迎するボランティアを社会福祉協議会が調整します。

②福祉車両貸出しによる送迎サービス(事前に講習が必要)

家族等が運転をする場合は、福祉車両を貸出します。

(6) 福祉相談の実施

相談は利用者本位で対応し、行政機関、地域包括支援センター、民生委員児童委員等の関係機関と連携して問題解決に協力します。

(7) 日常生活自立支援事業

認知症・知的障がい・精神障がいの方の福祉サービスの利用援助や金銭管理等、半田市社会福祉協議会の専門員や生活支援員と協力して支援します。なお、平成27年度からの各市町社協での事業実施に向けて準備を進めます。

(8) 愛知県社会福祉大会への参加 10月

愛知県社会福祉大会に参加し福祉意識の啓発活動に協力します。

(9) 知多郡社会福祉大会への参加 11月30日(日)

知多郡社会福祉大会に参加し福祉意識の啓発活動に協力します。

4、ボランティアセンター活動事業(町受託事業)

ボランティア活動相談、講座の開催、福祉教育を通してボランティア活動の推進を図ります。

(1) ボランティアセンター運営委員会の開催

運営委員会を開催し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

(2) ボランティア連絡会の開催

ボランティア団体と定期的に情報交換を行い、ボランティアのネットワーク作りを推進します。

(3) ボランティア情報の発行 年4回(5、8、10、1月)

ボランティア講座、ボランティア活動紹介、ボランティア募集等の情報を提供します。(あぐいの福祉の中に掲載)

(4) ボランティア相談

ボランティアに参加したい・ボランティアを求めるという相談に対応します。

(5) ボランティア講座の開催

手話奉仕員養成講座、ボランティア入門講座、精神保健福祉ボランティア養成講座等の各種講座を開催、ボランティアの育成を図ります。

(6) 災害ボランティア活動の推進

災害ボランティアコーディネーターの養成を図ります。また、災害発生を想定した災害ボランティアセンター設置訓練や物品整備を図ります。

(7) 福祉実践教室の開催

高齢者や障がい者への理解と思いやりの心の育成を目的に、町内の小中高等学校の児童生徒を対象に、講話や福祉体験学習等を行ないます。

(8) 阿久比町ボランティア交流会の開催

ボランティアセンター登録ボランティアが交流し活動の輪を広げます。

(9) ボランティア団体への活動費の助成

ボランティアセンター登録ボランティア団体の活動支援を目的に助成します。

(10) ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動中の事故に備えボランティア活動保険の加入を促進します。

5、共同募金配分金事業

毎年10月、行政協力員会や民生委員児童委員協議会等の協力を得て行われる「赤い羽根共同募金」の配分金を財源に地域福祉を推進します。

(1) 共同募金運動の実施 10月1日～12月31日

戸別募金・法人募金・職域募金・学校募金・街頭募金など、赤い羽根共同募金による助け合い運動を実施します。

(2) 要・準要保護家庭児童生徒への支援

町立小中学校在籍の要・準要保護家庭の児童生徒が、学校主催の修学旅行、キャンプ等に参加する費用の一部を助成します。

(3) 介護者教室の開催 年2回（7月、2月予定）

介護者や介護に関心のある方を対象に、認知症や介護への理解を深めるための講習会を開催します。

(4) 一人親家庭レクリエーション大会の開催 8月予定

町内在住の一人親家庭を対象に、夏休みに日帰りバス旅行を行い、一人親家庭の交流を図ります。

(5) 敬老会への協力 9月7日（日）

敬老会に協力し、参加する高齢者に記念品を配布しお祝いします。

(6) 障がい者運動会の助成 10月

町内の身体・知的・精神障がい者団体主催の運動会に協力し障がい者の社会参加を支援します。

(7) いきいきクラブ社会奉仕活動の助成（町いきいきクラブ連合会主催）

いきいきクラブが地域の公園等で行う清掃奉仕活動に助成します。

(8) 福祉協力校への助成（南部小学校・阿久比中学校・阿久比高校）

福祉協力校の福祉活動費を助成し福祉教育の推進を図ります。

(9) 福祉団体への助成

子ども会連絡協議会、いきいきクラブ連合会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、遺族会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

(10) 歳末見舞金の支給 12月

町内在住の生活保護世帯の方に歳末見舞金を支給します。

(11) 福祉講演会の開催 12月

福祉の啓発を目的に、講演会などを開催します。

6、資金貸付事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）

失業者・障がい者・高齢者世帯等の低所得者の経済的自立を目的に、行政機関、民生委員児童委員と連携し、適切な資金の貸付を行ないます。

（１）生活福祉資金

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付相談

（２）くらし資金（町内在住の連帯保証人が必要）

○貸付額 10万円限度 ○償還期間 9か月以内 ○利子 無利子

7、居宅介護等事業

介護の必要な高齢者や障がい者（児）の家庭に、ホームヘルパーが訪問し、在宅で自立した生活ができるよう、身体介護や生活援助などの支援を行います。

（１）訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施（介護保険事業）

訪問介護は、要介護1から要介護5の高齢者に対し、入浴・排泄・食事の介護等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助を行います。

介護予防訪問介護は、要支援1・2の高齢者に介護予防を目的に調理・洗濯・掃除・買物等を支援します。

（２）軽度生活援助事業の実施（町受託事業）

要介護認定で非該当となった高齢者で支援の必要な方に、調理・洗濯・掃除・買物等の家事援助を行います。

（３）障がい者居宅介護事業の実施（障害者総合支援法）

障害程度区分の認定を受けた身体・知的・精神障がい者（児）に、在宅で自立した日常生活が営めるよう、身体介護、家事援助などの居宅介護を提供します。

8、居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護の高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活が過ごせるよう、介護保険サービスを適切に利用するためのケアプランを作成します。

ケアプランは、利用者・家族・関係事業所が参加するサービス担当者会議を開催し、利用者の心身の状況や家族の介護の状況などに配慮して作成します。

また、町地域包括支援センターからの委託で、要支援の方の介護予防ケアプランの作成業務も行います。

9、心配ごと相談事業

民生委員児童委員等が相談員となり、日常生活の困り事への助言を行います。

○場 所 阿久比町立中央公民館

○開設日 第1、3木曜日 午前9時30分～11時30分

10、基金運営事業

町民等からの社会福祉協議会への寄付金は、安全性の高い国債等で福祉基金に積立て管理し、基金の利息は地域福祉推進等の事業に有効に活用します。